第　８７　号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和３年２月１８日提出

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

熊本県都市公園条例（昭和５３年熊本県条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表第１の３の表を次のように改める。

３　法第６条第１項又は第３項の規定により許可を受けて都市公園を占用するときの使用料

区分		単位	所在地及び金額			
			熊本市	上益城郡益城町	八代市	水俣市
電柱		１本１年につき	１，１００円	１，１００円	９７０円	９４０円
電話柱		１本１年につき	６５０円	６２０円	５６０円	５５０円
支線柱		１本１年につき	６５円	６２円	５６円	５５円
共架電線その他上空に設ける線類		１メートル１年につき	７円	６円	６円	５円
地下に設ける電線その他の線類		１メートル１年につき	４円	４円	３円	３円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		１個１年につき	１，３００円	１，２００円	１，１００円	１，１００円
郵便差出箱及び信書便差出箱		１個１年につき	５５０円	５２０円	４７０円	４６０円
鉄塔		１平方メートル１年につき	１，３００円	１，２００円	１，１００円	１，１００円
水道管、下水道管、	外径０．０７メートル未満のもの	１メートル１年につき	２７円	２６円	２４円	２３円

ガス管その他これらに類するもの	外径０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの	１メートル１年につき	３９円	３７円	３４円	３３円
	外径０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの	１メートル１年につき	５９円	５５円	５１円	４９円
	外径０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの	１メートル１年につき	７８円	７４円	６８円	６６円
	外径０．２メートル以上０．３メートル未満のもの	１メートル１年につき	１２０円	１１０円	１００円	９９円
	外径０．３メートル以上０．４メートル未満のもの	１メートル１年につき	１６０円	１５０円	１４０円	１３０円
	外径０．４メートル以上０．７メートル未満のもの	１メートル１年につき	２７０円	２６０円	２４０円	２３０円
	外径０．７メートル以上１メートル未満のも	１メートル１年につき	３９０円	３７０円	３４０円	３３０円

	の					
	外径１メートル以上のもの	１メートル１年につき	７８０円	７４０円	６８０円	６６０円
興行、展示会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物（使用期間が１月未満のものに限る。）		１平方メートル１日につき	３１円	２４円	9円	6円
興行、展示会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物（使用期間が１月以上のものに限る。）		１平方メートル１日につき	２９円	２２円	9円	6円
その他の物件		１平方メートル１月につき	２９０円	２２０円	９０円	５９円

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の別表第１の３の表（以下「新別表第１の３の表」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る使用料について適用し、施行日前の占用に係る使用料については、なお従前の例による。

3　この条例の施行の際現に都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第６条第１項又は第３項の規定による許可（以下「許可」という。）を受け都市公園を占用している工作物、物件又は施設（施行日において許可を受けたものを含む。以下「既存占用物件」という。）に対して徴収すべき令和３年度の使用料の額は、既存占用物件について新別表第１の３の表の規定を適用して算定した使用料の額が改正前の別表第１の３の表の規定を

適用して算定した使用料の額に１．２を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を超える場合は、当該調整額とする。

（提案理由）

都市公園を占用する場合の使用料の額等を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。